

平成21年3月 4日開会

平成21年3月25日閉会

平成21年3月

第1回定例会会議録

(第4日 3月25日)

小豆島町議会

平成21年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第4号)

平成21年3月25日(水)午前9時30分開議

- 第1 議案第5号、議案第6号及び議案第23号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第33号及び議案第34号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第8号、議案第31号及び議案第32号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第4 議案第35号 . 小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第5 議案第36号 . 平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第6号) (町長提出)
- 第6 議案第37号 . 平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 第7 議案第38号 . 平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第8 議案第39号 . 平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 第9 議案第40号 . 平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第10 議案第41号 . 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (町長提出)
- 第11 議案第42号 . 平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第12 議案第43号 . 平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号) (町長提出)
- 第13 発議第1号 . 小豆島町議会の議員の定数を定める条例について (議員提出)
- 第14 発議第2号 . 地域安全に関する意見書の提出について (議員提出)

- 第15 発議第 3号． 公的資金補償金免除繰上償還制度の継続を求める意見書の提出について (議員提出)
- 第16 発議第 4号． 島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について (議員提出)
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第18 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

定例会初日からお疲れのところをお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は3月6日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告及び追加議案として補正予算、意見書などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月19日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

本日の欠席届け出議員は9番山中議員です。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、日程第2及び日程第3の各常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告とし、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第1 議案第5号、議案第6号及び議案第23号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第1、議案第5号、議案第6号及び議案第23号に対する総務常任委員会審査報告を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 平成21年3月25日。小豆島町議会議長中村勝利殿。  
総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日に付託された議案について慎重審査をした結果、次のとおり決定

したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成21年3月10日、17日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第5号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(2) 議案第6号小豆島町選挙公報の発行に関する条例について。

原案どおり可決するべきものと決定した。

(3) 議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して原案どおり可決するべきものと決定した。

意見。

企画財政課。

移住交流事業は、今後も継続、促進に努められたい。

保険事業課。

予防事業になお一層努められたい。

環境衛生課。

不燃ごみが有料化になるが、減量化の周知徹底をされたい。

商工観光課。

県より移管が予定されている健康生きがい中核施設については、創意工夫を行い、なお一層の健全経営を目指し努力されたい。

農林水産課。

地域の特性を生かした継続できる農業を目指して、農業関連団体とともに農業者を支援する体制づくりを進められたい。

人権対策課。

人権教育をいろいろな場において取り組みされたい。

収納対策室。

未収金対策については、成果は認められるが、視点を変え、収納率を上げるよう努力されたい。以上です。

議長（中村勝利君） それでは、議案第5号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議

員。

14番（村上久美君） 議案第5号についての小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例については、原案どおり可決というふうに報告がありましたが、その慎重審議の結果ということになっての報告でしたが、お尋ねしたいのは、所管委員会において執行部から提出された資料にあります定住自立圏共生ビジョンについてのところで、定住自立圏協定に基づき推進する具体的取り組みを記載して、定住自立圏共生ビジョンを作成し、公表するとあります。この具体的な取り組みを議論する上で、検討する上で策定の手続等いうところがありますが、のいろんな関係者の意見を幅広く反映させるためというふうにあります、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等の各分野の代表者、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者等と、こういう関係者が構成する人たちと中心市、高松市が開催する圏域共生ビジョン懇談会における検討を経ると。その検討を経た後に、各協定を結ぶ周辺の市町村、当該の市町村との関連する部分について協議するということから、これはあくまでも対等の立場でないと。先に中心市が一定のビジョンをそこで検討する場を設ける、その後に協定を結ぶ市町村との協議というふうなことから、これは小豆島町にとっても非常に不利な関係の中で、ビジョンが進められるというふうになると思います。この点について、どう委員会で議論を経て意見が出されたのか伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 本会議でも質問いろいろされ、また委員会の中でも村上議員はかなり質問もされとったと思うんですが、非常に逼迫する行財政の中で、各市町村が非常にいろいろ先行き不安ということで、いろんな取り組みをしようということである模索している中で、今回のこういう非常にありがたいタイミングでこういう協定を結ぼうじゃないかというご案内を受けたということでございますので、どこよりもよりいい条件で小豆島町としてはこれから先を見詰めていきたいということでございますので、今回のこの条例については非常にありがたいことだなあというような私たちは意見を持っておりますが、そのときに出た意見につきましては、企画財政課の説明があつたんですが、その課においては非常に強く受けとめて、今後いろんな場において議会には相談はかけてくると、このように思っておりますが、それぞれいろんな立場がありますので、その立場において考え方も違うかと思いますが、ご理解をいただきたいなと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） この定住自立圏構想については、先行実施団体ということで中心市の状況が出されております。24市ということで判例が出されておりますが、これは今の政府が今の自民党、経済界、経団連との協議の中で進めるということであるわけですから、この委員会に付託される前にも私は質問いたしました。非常に小豆島町にとっても条件として不利な問題だと、先ほど述べたことも関連しますが、あるというふうに思います。

それで、そういうデメリットが大きいと、不利だというふうであれば、協定を途中で結ばないと、離脱するという条件もこの協定の中に含まれてるというふうに執行部からの説明がありましたが、しかし全国的な国の方向性を打ち出してる大きな網をかけてるこういう今回の協定ですから、やはり小豆島町としてどこでどう判断して、不利であるならばこの協定を廃止するというふうに判断できるのか、非常にこの点については自治体の決断というのは難しいだろうと、実際問題難しいだろうというふうに思います。その点についての議論はどうだったのか、伺いたい。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） いろいろ数多く意見が出たので、細かく覚えておりませんが、やはり今現在の置かれる立場といたしますか、小豆島町の立場というのはいろんなことに挑戦して前向きな姿勢が大事なかなと思いますので、ひとつ考え方を変えていただきたいなど、このように思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第5号の小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について発言をします。

議案第5号は、道州制導入に伴う先行的自治体づくりとして、定住自立圏構想が立ち上げられたものであると考えます。日本経団連は、昨年5月、自立した広域経済の形成に向けた提言を発表し、広域地方計画を含め、国、自治体、産業界との協力で経済振興を進めることが道州制の実現につながると強調しました。

少子・高齢化による過疎化が進む一方、現在の市町村でフルセットの行政サービスを実施する財政はないとして、5万人以上の市を中心市として行政と民間の財源を集中投資し

て、必要な機能の整備を進め、周辺市町村はそれを利用する契約を結ぶ等とするものです。

平成の大合併はさまざまな弊害を生み、合併特例新法の期限もあと一年を残すのみで、定住自立圏構想はこのようなもとで市町村合併の手法だけでなく、道州制の基礎自治体の実態づくりを進めるものです。小豆島町にとって、中心市である高松市に全体の暮らしに必要な機能が集中的に整備され、それに伴う島の人口は流出し、一層疲弊の進行が避けられないと考えます。今こそ、地域の未来を長い目で見たまちづくりを進める見地が求められているのではないのでしょうか。以上の理由から、反対討論とします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

地方公共団体の議会が議決すべき事件につきましては、地方自治法第96条第1項により、15の項目について列挙されておりますが、定住自立圏形成協定の締結等につきましては、これらの議決すべき事件に該当しないため、同条2項の規定により議決事件に定めようとするものであります。この条例が制定されることによって、定住自立圏形成の協定の内容が議案として提案され、議会の審議に付されるものであり、本条例の制定自体が定住自立圏形成協定の締結等の賛否に問うものではありません。

したがいまして、定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告について、議会の議決すべき事件とすることにつきましては何ら問題はなく、むしろ議決事件として定め、議会での審議に付すべきであると判断されますことから、本条例の制定に賛成するものであります。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、議案第6号小豆島町選挙公報の発行に関する条例について、

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第6号の小豆島町選挙公報の発行に関する条例についてですが、選挙公報の配布というところが非常にちょっと問題かなというふうに思っております。発行そのものに関しては何ら異論ないし、一歩前進だというふうに思います。旧町池田においては既に発行されておりましたので、それに関して違和感もないわけですが、ただこの選挙公報の配布のところにおいて、やはり選挙公報ではありませんが、町の広報そのものはそれぞれの旧町でどういうふうに配布してたかということは、全戸配布ということが合併協議会のときの資料の中で書かれてありました。両町とも全戸配布を行うことができたというふうに認識できますので、そういうことであるならば、なぜ第5条の2のところでは困難であると認められるときというふうにあえて入れなければならないのか、あるいはそのほかこれに準ずる方法というふうなこともありまして、委員会付託する前の質疑の中でも執行部がインターネットとかそういうふうな形で知る方法ができるというふうなことも言われましたが、それじゃあ高齢者、そういうパソコン関係持っていない人はどうするのかというふうなことになるし、特に最近いろんな事情が変わって新聞等をとらない、読まない家庭がふえてきていると、高齢者あるいは若い子育ての世帯の中でも新聞をとらないというふうな状況もあります。そういう場合に、やはり選挙公報、投票する権利、それをだれにどういうふうに判断するかという一つの知る手だてとしても配布は徹底したものにしなければならないというふうに思いますので、この点について委員会の中でどういうふうに判断したのか、伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） そのことにつきましては、総務課長のほうから、いろいろこういう方法がありますよ、こういう方法がありますよという答弁があったと思うんですが、まだ1年有、日にちがありますので、その間にいろいろ検討もすると思いますので、またその結果を報告もいただいて、1年間余りの中でいろいろ決めていったらいいんじゃないかなと、このように思っております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 子育て支援対策として妊婦健診の無料回数がふえたこと、子育て応援特別手当は歓迎しますが、乳幼児医療費の拡充、病児後保育などの子育て支援、母子、老人、障害福祉は制度等の欠陥によって活用がされにくく、住民の願いに沿うものではありません。農林漁業、食の安全対策は、消費者と協働した地域農政の実態に即した対策が大変不十分です。

一方、住民の理解、納得が得られない個人給付や特定団体の補助、隣保館などの同和対策、内海ダム再開発とその事業の公園建設等の関連事業、町の指定袋によるごみの有料化が予算計上されています。住民の暮らし、医療、福祉等を犠牲にした上で、無駄な公共事業を進めることは許されません。以上のことから、平成21年度一般会計予算に対して反対討論とします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

内海ダム再開発事業は、計画されている場所は名勝寒霞渓を含む瀬戸内海国立公園に隣接するなど、その周辺に豊かな資源を有する地域であること、また下流には集落が隣接しており、周辺地域の豊かな自然資源への影響を十分に考慮し、調和を図る必要があります。このようなことから、内海ダム再開発事業で計画している公園建設事業は、ダム周辺地域の一体的な利活用を含め、適正な環境整備を行うものであり、ぜひ必要な事業と判断

されます。

また、同和行政の目的は部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものであります。そのために、町民が同和問題を初めとするあらゆる人権問題を正しく理解することが何よりも重要です。今後も同和問題の解消を柱とするあらゆる人権問題の解決を目指し、積極的な取り組みが必要であると考えます。

また、燃やせないごみの有料化、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計への繰出金についても、妥当な予算編成を行っていると思えますので、平成21年度小豆島町一般会計予算の認定については賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第33号及び議案第34号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第13号、議案第15号、議案第16号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第33号及び議案第34号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成21年3月25日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成21年3月9日、16日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。
 - (1) 議案第13号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (2) 議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (3) 議案第16号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (4) 議案第24号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (5) 議案第25号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。
次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。
意見。
診療所の検討については、地元とよく協議されたい。
 - (6) 議案第26号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (7) 議案第27号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (8) 議案第28号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (9) 議案第29号平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (10) 議案第30号平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。
原案どおり可決すべきものと決定した。
 - (11) 議案第33号平成21年度小豆島町病院事業会計予算。
次の意見を付して原案どおり可決すべきものと決定した。
意見。
島内の将来の2次救急のあり方の検討をされたい。

2.眼科医の常勤に向けた対策を図りたい。

(12)議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(13)総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上です。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第13号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第13号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場で討論を行います。

この条例は、ごみの減量化を図るためとして、燃やせないごみの有料化をするものですが、ごみの有料化導入直後はごみは減っても、必ずリバウンドをいたします。住民参加が不十分なまま有料化するだけでは、お金を出せばごみを幾ら出してもいいという意識も生まれ、ごみを出すことに痛みを感じなくなり、ごみがふえ、持続的なごみ減量を進めることはできません。町は有料化をする前に、分別とリサイクルの減量策を行い、住民の協力を強める努力をすべきだと考えます。

また、この改正によって、年間1,689万6千円の負担が町民にかかってきます。低所得者や年金生活者、若い子育て世代を初め、町民の生活は厳しさを増しています。こういうときに、新たな町民負担の押しつけは許せません。以上のことから反対をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 小豆島町手数料条例の一部改正について、賛成の立場から討論を申し述べます。

各家庭から出されるごみの処理方法や処分にかかる経費などについては、住民の関心はまだまだ低いのではないのでしょうか。町が作成している衛生統計によりますと、平成19年度にごみ全体の処理にかかった費用は、1世帯当たり4万7千円余りもかかっています。ごみを多く出す者に、それ相当の費用を負担してもらう受益者負担、費用負担の公平化は

住民にとっても必要なことであると思います。

また、指定袋を導入することにより、各家庭でごみを出すときにごみの分別をこれまで以上にきっちりとしてもらえるのではないのでしょうか。ごみの分別もさらに進み、減量化も図れると思いますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対して、反対の立場で討論を行います。

所得階層を細分化することは一定評価するものですが、保険料基準額で年間5,280円の保険料の引き上げとなっており、さらなる住民負担増であり、認めることはできません。以上のことから反対いたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

今、鍋谷議員のほうから介護保険料の上がる、これは私も一定の理解はいたしておりますが、今回の条例の改正につきましては、非常に国のほうから激変緩和措置としての段階的な処置を踏まえたものでございまして、非常にきめ細やかな処置として受けとめておりまして、今回の処置については私は賛成をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第16号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第16号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてに対して、反対討論をいたします。

理由につきましては、先ほど議案第13号の反対討論で述べたとおりですので、省略をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例については、賛成の立場で申し述べます。

私は、次の理由により、この条例改正に賛成いたします。

1点目は、排出抑制や再生利用の促進です。

2点目は、公平性の確保です。

3点目は、住民の方々の意識革命です。本町でも有料化を契機に、多くの方々が環境について考えるようになれば幸いだと思っております。賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第24号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第25号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第26号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第27号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第27号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を家族と切り離して、新たな負担を求め、高い負担で安上がりの医療を押しつけるものです。現代版うば捨て山として厳しい批判がわき起こっています。保険料は上がり続け、際限のない負担増が国民を襲うことになりました。その上、保険料の滞納者からの保険証取り上げも大問題で、お金のない高齢者は医療から排除するという非人道的な制度です。高齢者いじめの後期高齢者医療制度は撤廃し、

減らされ続けた国庫負担をもとに戻して、高齢者の負担を軽減し、年齢や所得による差別のない医療制度を確立すべきだと考えます。以上のことから、反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番新名議員。

6番（新名教男君） 議案第27号、賛成の立場で討論をします。

75歳以上の高齢者を対象とする後期医療制度は、国の医療制度改革の一環として健康保険法の一部を改正する法律により創設されました。

この制度は、給付と負担を明確にするとともに、少子・高齢化が進んだ現在の日本において、高齢者の皆さんにも応分の負担をしていただく制度で、国民皆保険を将来にわたって維持していくためには必要な制度だと思っております。この制度については、いろいろ国会でも議論されておりますが、ここは国会ではございませんし、小豆島町議会ですので、私は小豆島町の後期高齢者医療事業特別会計としては、妥当な予算編成がされておると思いますので、賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、議案第28号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 議案第28号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算に対して反対の立場で討論を行います。

制度開始から10年を迎える介護保険制度は、繰り返し改悪され、負担増や介護取り上げ

が進められてきました。高い保険料、利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。収入の少ない人ほど負担割合が重いことが問題です。第4期の介護保険事業計画で保険料が引き上げられています。しかし、厚生労働省ですら、介護準備基金を取り崩して保険料引き上げの抑制を求めています。基金をさらに取り崩して引き下げるべきです。

また、2009年から変更になる要介護度の調査と認定の仕組みは調査項目が削減され、政府のモデル事業でも要介護5の人が軽度に判定されるなど、実態をさらに反映しないものになる問題があります。在宅生活を制限する機械的な認定制度ではなく、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度にすべきだと考えます。以上のことから反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は、賛成の立場から討論申し上げたいと思います。

この介護保険の特別会計予算については、特に保険料について介護保険条例の一部も改正を行っております。介護保険給付に必要な保険料収入を被保険者の急激な負担増とならないよう、設定もされたものとなっております。

また、保険給付についても現状から見込まれる給付を見込んだものとなっていることや、また地域支援事業においては、高齢者が心身ともに健康で持てる能力を発揮し、自立と尊厳を保ちながら地域での支え合いの中、安心して生き生きと暮らすための取り組みでございまして、このことから介護保険特別会計予算に賛成をいたしたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、議案第29号平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第30号平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第33号平成21年度小豆島町病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第8号、議案第31号及び議案第32号に対する建設経済常任委員会 審査報告

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第8号、議案第31号及び議案第32号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 平成21年3月25日。小豆島町議会議長中村勝利殿。建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成21年3月11日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第8号小豆島町畑地かんがい施設整備基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第31号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第32号平成21年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 総務常任委員会から分割審査の委託を受けた議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算中、本委員会関係については、原案どおり可決すべきものと報告します。以上。

議長（中村勝利君） 初めに、議案第8号小豆島町畑地かんがい施設整備基金条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第31号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第32号平成21年度小豆島町水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） まず最初に、内海ダム再開発に反対している地権者に対し、土地の強制収用法を用いてまで実力行使に出た町のやり方、先日強引に土地の測量実施まで行ったことに強く抗議するものです。

内海ダム再開発事業負担金のための企業債、一般会計からの出資金、内海ダム再開発費とその関連工事が計上されており、またその上増額されているため、平成21年度水道事業会計に対して反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、賛成の立場から発言いたします。

内海ダム再開発事業は、平成14年に新規ダム建設事業の採択がなされて以来、別当川の多目的ダムとして事業が進められており、事業用地の約97%の用地買収が完了し、現在県道、町道のつけかえ工事も鋭意行われております。本年2月6日には、国の事業認定告示により、改めて内海ダム再開発事業の合理性、公益性が認められたところであります。

内海ダム再開発事業は、治水、利水上極めて重要な事業でありますし、多くの町民も新しいダムの早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先される事業と判断

されますので、賛同いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時40分再開。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第35号 小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第35号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第35号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

統計法及び統計法施行令の全部改正に伴い、本条例につきまして所要の改正が必要となったものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第35号小豆島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

最終日上程議案集の1ページをお開きください。

国においては、骨太の方針など経済社会の実態を的確にとらえるための統計制度改革が提言されたことを受けまして、経済社会統計整備推進委員会及び統計制度改革検討委員会

の報告を経て、統計法の全部改正法案を第166回通常国会に提案し、平成19年5月23日に公布をしております。21年4月1日から全面施行されることとなっております。

新統計法につきましては、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画の策定、統計データの利用促進に関する措置を内容とすることになっております。

今回提案しております本条例の一部改正につきましては、この法律を引用している本条例第51条を法律の全部改正を受けて改正後の条文のように改めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 5 議案第36号 平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第37号 平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第38号 平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第39号 平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第40号 平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 1 1 議案第 4 2 号 平成 2 0 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 2 議案第 4 3 号 平成 2 0 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 2 号）  
議長（中村勝利君） 次、日程第 5、議案第 36 号平成 20 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 12、議案第 43 号平成 20 年度小豆島町病院事業会計補正予算（第 2 号）までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第 36 号平成 20 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第 6 号）で追加補正をお願いします額は、マイナス 1 億 3,520 万 7 千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費マイナス 5,346 万 9 千円、民生費マイナス 2,353 万 6 千円、衛生費マイナス 566 万 4 千円、農林水産業費マイナス 1,412 万 8 千円、商工費マイナス 6 万 1 千円、土木費マイナス 2,310 万円、消防費マイナス 850 万 2 千円、教育費マイナス 674 万 7 千円となっております。詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第 37 号国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 38 号国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 39 号老人保健事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 40 号小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 41 号介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 42 号介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1）及び議案第 43 号病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてもそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第 5、議案第 36 号平成 20 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第 36 号平成 20 年度小豆島町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

最終日上程議案集の 3 ページをお開き願います。

第 1 条でございます。歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1 億 3,520 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 82 億 2,326 万 4 千円とするものでございます。

第 2 条は、繰越明許費でございまして地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を 6 ページの 2 表のように定めるものでござい

す。

6 ページを開いていただきます。

第 2 表繰越明許費でございます。国の 1 次補正対応で 12 月議会にご可決いただきました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金事業にかかわるもの、また国の 2 次補正対応で本定例会 2 日目の本会議で可決をいただきました地域活性化・生活対策臨時交付金事業にかかわるもの、定額給付金事業にかかわるもの、子育て応援特別手当事業にかかわるものについては、実施期間も短く、年度内完了が無理なことから、繰り越しをさせていただくものでございます。

4 款衛生費、3 項水道費の内海ダム再開事業出資金については、内海ダム再開事業のつけかえ道路建設工事で、騒音、粉じん及び物件補償対策により、不測の日数を要したため、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、6 款農林水産業費、3 項水産業費の田浦漁港整備事業ですが、これにつきましては 10 月から 3 月までの期間の工事につきましては、のり養殖等への影響が危惧されるということから、工事施工ができないため、繰り越しを行うものでございます。

次に、8 款土木費、6 項都市計画費の植松都市下水路整備事業については、事業実施による騒音、振動について地元住民との協議等に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めなくなったため、繰り越しを行うものでございます。

同じく、内海ダム公園整備事業につきましては、公園整備にかかわる都市計画の変更に相当の期間を要し、補償費の支払いが年度内に完了しないため、繰り越しを行うものでございます。

次に、10 款教育費、3 項中学校費の内海中学校改築事業と、内海中学校屋内運動場建設工事管理事業につきましては、建築確認の事前協議に期間を要し、その後 10 月に一般競争入札を実施したため、所要の工期が確保できなかったため、繰り越しを行うものでございます。

3 ページに戻っていただきます。

第 3 条は債務負担行為の補正でございます。7 ページの第 3 表債務負担行為補正のように、補正前の期間、限度額を補正後の期間、限度額に変更するものでございます。

第 4 条は、地方債の補正でございます。これも 7 ページの第 4 表地方債の補正のように、事業の精算見込みにより補正前の限度額をそれぞれ補正後の限度額に変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により、説明いたします。

今回の補正につきましては、例年と同様、事業の確定、精算見込みによる補正が主となっております。

補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項2目1節農業費分担金69万3千円ですが、県営中山間地域総合整備事業の精算見込みによる分担金の変更によるものでございます。

同じく2項1目1節社会福祉費負担金206万3千円の減ですが、老人ホーム入所者数の減に伴う負担金の減でございます。2節児童福祉費負担金383万5千円ですが、説明欄1、2、3につきましては入所児童者数の増減と所得階層の変動によるものでございます。説明欄4につきましては、入所児童数の増によるものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金618万4千円の減ですが、説明欄1の私立保育所運営費負担金494万1千円の減、これにつきましては保育児童数の減によるものでございます。説明欄2から6につきましては、児童手当支給対象者数の増減によるものでございます。

同じく、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金20万3千円の減ですが、認定審査回数の減に伴う事業費の減によるものでございます。

同じく、2目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金161万円の減ですが、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

同じく、5目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金576万5千円の増ですが、これは補助単価の増によるものでございます。

同じく、6目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1千万円ですが、国の合併推進整備費補助金の確定により計上するものでございます。防災行政無線デジタル化整備事業に充当いたします。

15款県支出金、1項県負担金、1目2節児童福祉費負担金380万円の減ですが、国庫負担金のところと同様に説明欄1につきましては保育児童数の減、それから説明欄2から5につきましては児童手当支給対象者数の減によるものでございます。

同じく、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金68万1千円の減ですが、これにつきましてはご案内のとおり、平成20年度から医療制度改革により老人保健事業が健康増進事業に衣がえをしております。厚労省の指導により、当初は負担金として計上しておりましたが、補助金として交付されることになったため、事業の精算見込みとあわせて組み替

えを行うものでございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお開き願います。

同じく、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金53万9千円ですが、説明欄1の在宅福祉支援事業費補助金3万6千円については、高齢者住宅改造促進事業費の増によるものでございます。説明欄2の福祉医療制度システム改修事業費補助金50万3千円につきましては、県の財政再建方策の一環といたしまして、平成20年度に実施していた重心医療費の制度改正に伴い、電算システムを改修する必要が生じ、その経費に対し県が2分の1の補助をすることになったものでございます。2節児童福祉費補助金60万2千円の減ですが、説明欄1、2につきましては対象児童数の減によるものでございます。説明欄3につきましては、産休職員が出たため、代替職員を雇用し、対応したことによる補助金でございます。説明欄4につきましては、先ほどご説明申し上げました重心医療の制度改正と同様に、県の財政再建方策の一環として平成20年度に実施した乳幼児医療制度、母子医療制度の制度改正に伴い、電算システムを改修する必要が生じ、その経費に対し、県が2分の1を補助することになったものでございます。

同じく、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金37万6千円ですが、説明欄1の歯科保健巡回診療事業補助金6万1千円については、事業量の増によるものでございます。説明欄2の健康増進事業費補助金31万5千円につきましては、負担金のところでご説明申し上げましたとおり、事業の精算見込みとあわせて負担金からの組み替えを行うものでございます。同じく、2節環境衛生費補助金161万円の減ですが、国庫補助金のところと同様に合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

同じく、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金177万円の減ですが、すべて事業の精算見込みによる減でございます。3節水産業費補助金36万4千円の減ですが、これも事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、6目土木費県補助金、2節道路橋梁費補助金238万円の減ですが、これは単独県費補助事業の採択事業費の減によるものでございます。

同じく、7目教育費県補助金、3節中学校費補助金9万円ですが、これは国庫補助金のところでご説明申し上げたとおり、内海中学校建設事業の補助単価の増があったことによるものでございます。

同じく、3項委託金、1目3節選挙費委託金380万3千円の減ですが、これは今年度予定されておりました香川海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となったため、減額するものでございます。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金305万2千円の減ですが、各種基金利子の確定によるものでございます。

同じく、2項財産売却収入、1目1節土地建物売却収入70万3千円の減ですが、これは県営中山間地域総合整備事業の用地買収面積等の変更によるものでございます。

次に、17款寄付金、1項2目1節民生費寄付金25万9千円ですが、介護老人保健施設への寄付金でございます。

同じく、3目衛生費寄付金、1節病院費寄付金204万4千円ですが、内海病院への寄付金でございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開き願います。

同じく、5目教育費寄付金、5節保健体育費寄付金5万円ですが、これは小豆島オリーブ杯バレーボール大会への寄付金でございます。

同じく、6目農林水産業費寄付金、1節農業費寄付金100万円ですが、これは平成21年度に実施予定のオリーブ採油施設整備事業に対するオリーブ並木振興会からの寄付金でございます。

同じく、7目ふるさと納税寄付金、1節ふるさと納税寄付金238万円ですが、14名の方からのふるさと納税寄付金でございます。

次に、18款繰入金、1項1目国民健康保険事業特別会計繰入金、1節国民健康保険事業特別会計繰入金6万円ですが、歯科保険診療事業の事業量の増に伴う国保会計からの繰入金の増でございます。

同じく、2目老人保健事業特別会計繰入金、1節老人保健事業特別会計繰入金2,803万1千円でございます。これは、平成19年度における老人医療に対する国庫負担金、支払基金交付金が不足し、一般会計で立てかえをしていたもの、これが精算されたので繰り入れを行うものでございます。

同じく、2項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金3,336万5千円の減、2目減債基金繰入金、1節減債基金繰入金6,051万3千円の減ですが、ここで今回の補正の財源の調整を行っております。

同じく、3目1節園芸特産振興対策基金繰入金66万1千円の減ですが、事業の確定に伴う繰入金の減でございます。

同じく、8目1節内海中学校整備基金繰入金474万3千円の減ですが、これは国庫支出金の増、県補助金の増があったことと、事業費の精算見込みにより繰入金が減となったものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目1節集団検診徴収金71万9千円の減ですが、事業費の精算見込みによる受益者負担金の変更と、後期高齢者健診の自己負担金については、健診委託事業者が直接徴収することになったための減でございます。同じく、3節雑入130万3千円の減ですが、これはすべて事業の精算見込みによる減額でございます。

次に、21款町債6,020万円の減ですが、それぞれの事業の確定、精算見込みによる増減でございます。

11ページ、12ページをお開きください。以上、歳入の補正額合計は1億3,520万7千円の減となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目企画費、19節負担金補助及び交付金128万8千円の減ですが、広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、13目防災諸費4,499万9千円の減ですが、13節委託料、15節工事請負費ともに請負差金による減でございます。

同じく、16目財政調整基金費、25節積立金338万3千円の減ですが、これは基金利子の確定によるものでございます。

同じく、4項選挙費、3目香川海区漁業調整委員会委員選挙費379万9千円の減ですが、歳入のところでもご説明申し上げましたが、海区の選挙が無投票となったため、各節を減額するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金1,300万円の減、それから25節の積立金1,300万円の増につきましては、オリーブ公園の売店部門の収益増があったため、補助金を減額し、同額をオリーブ公園整備運営基金に積み立てるものでございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

同じく、2目老人福祉費、13節委託料1,208万9千円の減ですが、説明欄の1、2、3ともに、それぞれ利用回数、利用台数、措置人数の減によるものでございます。19節負担金補助及び交付金11万5千円ですが、説明欄1につきましては広域負担金の確定によるものでございます。説明欄2につきましては、事業費の増によるものでございます。23節償還金利子及び割引料8万5千円ですが、在宅福祉事業費補助金の過年度分のもらい過ぎ、これの返還金でございます。28節繰出金732万6千円ですが、説明欄1、2につきましては給付実績見込みによる町負担金部分の介護保険、老人保健会計への繰出金の増減ござ

います。説明欄 3 につきましては、介護予防支援特別会計への赤字額縮小により、繰出金を減額するものでございます。

同じく、5 目障害者福祉費、13 節委託料 75 万 4 千円の減でございますが、これは電算システム改修委託料の確定によるものでございます。19 節負担金補助及び交付金 40 万 6 千円の減ですが、広域負担金の確定によるものでございます。20 節扶助費 40 万 8 千円については、扶養共済掛金のアップによるものでございます。

同じく、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、13 節委託料 44 万 8 千円の減ですが、これは電算システム改修委託料の確定によるものでございます。

同じく、2 目児童措置費、20 節扶助費 390 万円の減ですが、これは児童手当支給対象者数の増減によるものでございます。

3 目母子福祉費、13 節委託料 38 万 8 千円の減ですが、電算システム改修委託料の確定によるものでございます。

4 目児童福祉施設費、13 節委託料 1,348 万 5 千円の減ですが、説明欄 1 につきましては、委託児童数の減によるものでございます。説明欄 2 につきましても、一時保育児童数の減によるものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費、13 節委託料 12 万 1 千円ですが、巡回回数増による事業費の増によるものでございます。

めくっていただきまして、17 ページ、18 ページをお開き願います。

同じく、2 目予防費、13 節委託料 290 万 4 千円の減ですが、これは受診者数の減によるものでございます。

同じく、3 目環境衛生費、19 節負担金補助及び交付金 483 万円の減ですが、合併処理浄化槽設置基数の減によるものでございます。

同じく、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、11 節需用費 2 千円、17 節公有財産購入費 227 万 5 千円につきましては、吉野埋立処分地の用地購入に要する経費でございます。19 節負担金補助及び交付金 325 万 4 千円の減につきましては、広域負担金の確定によるものでございます。

同じく、3 目し尿処理費、19 節負担金補助及び交付金 217 万 5 千円の減でございますが、これは環境衛生組合負担金の確定によるものでございます。

同じく、4 項病院費、1 目病院費、25 節積立金 216 万 4 千円ですが、歳入のところでご説明申し上げた内海病院への寄付金と基金利子増加分を整備基金へ積み立てるものでございます。

同じく、2目診療所費、28節繰出金266万7千円の増でございます。これは、外来患者減少に伴う収益悪化に対する赤字補てん額の繰出金でございます。

同じく、5項介護老人保健施設費、1目25節積立金27万円ですが、これは老健への寄付金を基金に積み立てるものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項4目園芸振興費、19節負担金補助及び交付金132万2千円の減ですが、これは事業の精算に伴うJA香川小豆島花卉部会への補助金の減でございます。

同じく、6目農地費、17節公有財産購入費551万9千円の減ですが、これは歳入のところで説明申し上げましたとおり、県営中山間地域総合整備事業の用地買収面積等の変更によるものでございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金140万3千円の減ですが、説明欄1につきましては、事業の精算見込みによる減でございます。説明欄2につきましては、予定していた事業が不採択となり、負担金の減となるものでございます。説明欄3につきましては、交付対象事業がなかったため減額し、25節の中山間ふるさと・水と土保全対策基金へ積み立てるものでございます。22節補償補填及び賠償金494万7千円の減ですが、ため池の消費の減によるものでございます。

同じく、10目地籍調査費、11節需用費15万6千円の減ですが、これは事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、11目オリーブ生産費、15節工事請負費61万円の減ですが、これも事業の精算見込みによる減でございます。25節積立金100万円ですが、これは21年度実施予定のオリーブ採油施設整備事業に対するオリーブ並木振興会からの寄付金を基金に積み立て、21年度予算で事業に充当するものでございます。

同じく、3項水産業費、1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金72万8千円の減、これにつきましては事業の精算による減でございます。

同じく、4目漁場整備事業費52万円の減ですが、これも事業の精算に伴う各節の減でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金6万1千円で、説明欄1につきましては、本年度要望がありませんので減額するものでございます。説明欄2につきましては、小豆島町企業誘致促進条例に基づき、固定資産税賦課額を限度に助成するものでございます。

同じく、6目オリーブ振興費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、8款土木費、2項3目道路新設改良費130万円で、9節旅費からめくっていただきまして、21ページ、22ページの17節公有財産購入費までと22節補償補填及び賠償金につきましては、単独県費補助事業の採択額の減によるものが主な要因でございます。19節負担金補助及び交付金910万円は、県営事業の増による負担金の増でございます。

同じく、4項2目港湾建設費、19節負担金補助及び交付金2,150万円の減につきましては、県営事業の精算見込みによる減でございます。

同じく、6項3目都市下水道建設費、15節工事請負費290万円の減につきましては、補助対象外であった建築工事のアスベスト除去工事が補助対象となったため、町単独分、これを減額するものでございます。

9款消防費、1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金850万2千円の減につきましては、広域負担金の確定によるものでございます。

10款教育費、1項2目事務局費、25節積立金31万円につきましては、基金利子の確定による増加分を基金に積み立てを行うものでございます。

同じく、2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費280万6千円の減ですが、これは入札結果によるスクールバス購入費の減でございます。

めくっていただきまして、23ページ、24ページをお開き願います。

同じく、3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金42万7千円ですが、これにつきましては池田中学校の女子駅伝が全国大会に出場となり、補助金が不足するため、補正を行うものでございます。

同じく、3目学校建設費、18節備品購入費388万8千円の減ですが、内中体育館の備品購入費としてどんちょうを購入することとしておりましたが、これを工事費に含めて発注したため、減額するものでございます。

同じく、5項1目小豆島こどもセンター費につきましては、財源内訳の変更でございます。

同じく、6項社会教育費、2目公民館費、7節賃金100万円の減につきましては、池田公民館子供文庫臨時職員の勤務時間短縮に伴う減でございます。

同じく、7項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金21万円で、説明欄1につきましては、池田女子バレーボールクラブと商工テニス部が全国大会に出場することになり、補助金が不足するため、補正を行うものでございます。説明欄2につきましては、小豆島オリーブ杯バレーボール大会への寄付金を補助するものでございます。以上、歳出の補正予算総額は1億3,520万7千円の減となっております。

これで、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 14ページのところで、ちょっと調整というか処理の仕方でわからないので、お尋ねしたいんですが、負担金及び交付金のところの健康生きがい中核施設、減額1,300万円、これは当初の歳出のほうで予定されている、たしか2,500万円ぐらいだったと思うんですが、これが減額というふうに理解したらいいのかなのかというふうに、この処理の仕方がちょっと理解できないんですけど、もう少しちょっと流れとしてお聞きしたいと思います。

18ページの予防費の節、委託料が受診者数の減、なぜ減になったのかという理由を伺いたい。

先ほど、24ページですが、学校建設費で備品購入、どんちょう購入が工事に含まれていたと、それならば減額になった388万円、つまりどんちょうの費用となるんですが、これはどういうふうな形で手だてされるようになったのか、伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） まず、1点目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、健康生きがい中核施設の運営補助金というのが当初予算2,500万円でありましたが、それをオリーブ公園のほうの売店等の販売がふえて収益が上がってまいりましたので、一部2,500万円、公的部分の管理部分に要する経費ではございますが、それをオリーブ公園のほうの収益金を充てるということで、財団法人全体の収支を均衡させるために補助金を減額いたします。それに相応しまして、2,500万円は最低限必要な公益部分の管理費用でございますので、その部分はオリーブ公園の整備運営基金に積立金として計上させていただきますと、そういった内容でございます。よろしいでしょうか。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 予防費でございますけど、予防費のところでは19年度については肺がんとか胃がんの検診につきまして、それぞれ個人ごとに……

（14番村上久美君「マイクが入ってない」と呼ぶ）

ピックアップしまして、私ほうで個人通知を出しまして、今回それを受けてない方のみを対象としましたため、対象人数が少なくなっております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 備品から工事のほうに移して、どういうふうにするのか

というご質問であったかと思いますが、質問の趣旨がちょっとよく理解できませんが、財政課長から説明がありましたように、当初どんちょうについては備品購入費で予定をしておりましてけれども、起債の対象となる経費にもなりますので、工事請負費のほうに移したということでございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 保険のほうの、合内さんのほうからちょっと説明もらって、ちょっと聞き取りにくかったんですけど、平成19年には個人通知をしていたがと、20年においてはしなかったという意味で、それが減になったと、ちょっともう一回。流れを。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 19年度は全員に通知を出しました。その分が急激にふえましたので、19年度のときには補正予算をさせていただいたと思います。それで、20年度につきましては、それから受けてない人を対象に通知を出しましたものですから、対象人数というか受診数が減ったということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 10ページのふるさと納税寄付金238万円ですが、これ人数とか金額、14人言うた、はいわかりました、済みません。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 22ページの工事請負費、植松都市下水道と、これ直接植松のこの部分だけで限らずに、このアスベストというのがほかにどのくらい存在しとんか把握しとんですか。これ何かかなり除去するんに金が要るとか云々ということがあると思うんですが。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） この植松都市下水道につきましては、アスベストがあるということで、先ほども企画財政課長のほうからご説明をいたしましたように、当初は補助事業で認められないということで町単独費で計上しとったんが、補助事業の中で対象になるということで減額をさせていただくものでございます。

町内に、じゃあ、あとアスベストの使っている公共施設がどれくらいあるかというご質問でございますが、これにつきましてはアスベストの問題が出てきた合併前になると思いますけど、旧池田町、旧内海町両町ともそれぞれ施設については点検をしております。その当時、ほとんどのところではそう大したものはないというように記憶をしております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第37号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第37号平成20年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の8ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ475万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,312万6千円と定めるものでございます。

それでは、まず先に歳出の補正から説明させていただいたと思います。

補正予算説明書の31ページを開いていただいたと思います。

1款1総務費でございますが、総務管理費で103万6千円、賦課徴収費で10万8千円、計114万4千円の増額補正をして、計を1,139万3千円とするものでございます。これは、70歳から74歳の高齢者の自己負担額1割だったものを凍結、延長されまして、そのために高齢者の受給者証の再交付を行うときに、制度のリーフレットを作成して通知することと、それと75歳到達の月における自己負担限度額を2分の1にする特別措置が設けられたことにより、電算共同処理と電算システムの改修委託料が発生したことによるものであります。これは、国庫補助金で賄われることになっております。

また、徴収費においては新たに特別徴収から普通徴収になる人に対して、ダイレクトメールを送るとともに、電算システム改修委託料が発生しますが、これも全額調整交付金で賄われることになっております。

次、8款保健事業費462万6千円の減額補正で、計5,324万2千円としております。平成20年度より始まった特定健康診査において、当初目標受診率を45%の2,010人の受診を見込んでおりましたが、実績見込みでは長期入院とか施設入所者を除くと38%の1,380人の受診となる見込みだったために、468万6千円の減額をいたします。

また、歯科保健巡回診療事業において、当初見込みより経費が多くかかりましたので、その2分の1を国保で負担することになっておりまして、この6万円の増額補正をするものであります。

11款諸支出金127万5千円の減額補正で、計で2,949万3千円とする補正であります。内海病院で実施しております保健事業が44万8千円の増額となりましたけど、福田診療所の赤字に対する国保の調整交付金の決定が339万円と決まったために、172万3千円の減額補正をするものであります。

次に、歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の29ページを開いていただいたらと思います。

3款国庫支出金は補正額69万3千円の減額補正で、計で6億34万円とします。これは、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の新設によりまして、91万円の増額となっておりますけど、特定健康診査負担金、それと財政調整交付金の減額によりまして減額補正としております。

4款県支出金は50万2千円の減額補正で、計で1億511万2千円としております。これは、歯科保健巡回診療事業の2分の1を調整交付金で負担する6万円の増額と、特定健康診査分の56万2千円の減によるものでございます。

9款繰入金、これは特定健康診査の精算見込みによりまして、基金の繰入金を356万2千円減額補正をして、合計1億5,431万1千円とするものでございます。以上、歳入歳出475万7千円の減額補正によりまして、歳入歳出合計額を22億1,312万6千円とするものでございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 歳出の32ページですが、保健事業の特定健診診査等事業費負担金交付金のところですが、当初からの見込みが1,380人となったということで、232人の差が出た結果となっていると思うんです。この理由は、長期入院などというように言われたんですが、人数的には非常に大きい差だと思うのですが、見込みを立てた段階での甘さっていうのがあったんでしょうか。そこら辺の判断について、ちょっと伺いたいと思いま

す。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 当初予算の時点では、目標が45%でございましたので、被保険者数の45%、当初の段階で若干つかみにくかったものですから、被保険者数の45%の2,010人を予算計上しておりました。ただ、先ほども申し上げましたとおり、実績の段階では長期入院とか施設入所等は除かないといけません。それと、医療機関にかかっている方で特定健診に該当するような糖尿病とかそういうんで受診されている方は除くと、全体の受診の38%の1,380人という受診になってしまいました。以上が内容でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第38号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第38号平成20年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の10ページを開いていただいたらと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ226万8千円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,847万8千円と定めるものでございます。

歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の37ページを開いていただいたらと思います。

1款診療収入でございますけど、診療収入は補正額321万2千円の減額で、合計で3,099万7千円としております。これは、外来診療の収入が当初の見込みより大幅に減額

となったため、減額補正をするものであります。

3款繰入金、これは94万4千円の増額補正で、合計726万円とします。国民健康保険の調整交付金の額が339万円と確定したために、172万3千円の減額補正となり、一般会計の繰入金が266万7千円の増額となったために補正をするものであります。

次に、歳出でございますけど、次のページを開いていただいたらと思います。

総務費は共済費60万円の減額補正で、計2,027万2千円とします。これは、医者の方の社会保険料の事業主負担の部分の減額でございます。

2款医業費は診療収入の減となったために、医薬材料費が166万8千円の減額補正で、計1,810万6千円といたします。以上、歳入歳出補正額はそれぞれ226万8千円の減額補正で、歳入歳出合計額を3,847万8千円とするものであります。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第39号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第39号平成20年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の12ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額からそれぞれ1,947万6千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,250万9千円と定めるものでございます。

歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の45ページをお願いいたします。

1 款支払基金交付金は1,116万4千円の減額補正をして、計1億3,447万5千円とします。老人保健事業ですけど、平成20年3月末で終了いたしました。平成20年度分は平成20年3月の診療分と月おくれが発生する分を見込んで当初予算を計上しておりましたけれども、月おくれの請求分が医療支給費は増額となったものの、医療給付費で見込みより大幅に減額となったために、支払基金交付金を減額するものであります。

2 款国庫支出金は271万2千円の増額補正をして、合計9,927万1千円とします。国庫負担分は当初予算の見込みより医療給付費と医療支給費は減額となりましたけども、平成19年度の国庫負担分の少なく受け入れていた分を精算することにより、増額補正となったものでございます。

3 款県支出金、これは当初見込みより県負担金の分の医療給付費分、医療支給費分も減額となったために、551万3千円の減額補正をして、計1,862万6千円とするものであります。

4 款繰入金、当初見込みの負担分の医療給付費と医療支給費分の減額になったために、一般会計からの繰入金を551万1千円の減額補正をして、計2,013万2千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございます。補正予算説明書の47ページをお願いいたします。

2 款医療諸費、ここは4,750万7千円の減額補正をして、計2億4,290万2千円とするものでございます。重精などの医療支給費分は当初見込みより158万5千円の増額となりましたけども、医療給付費分が大幅に減額となったために減額補正をするものであります。

3 款諸支出金は、先ほど一般会計のほうでもございましたように、19年度分を一般会計から繰り入れておりました。その分を本会計で精算することによって、一般会計に戻す、繰り入れする支払基金交付金と国庫負担金分を計上いたしております。以上、歳入歳出補正予算額は1,947万6千円の減額補正で歳入歳出合計額2億7,250万9千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第40号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第40号平成20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の14ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ271万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,771万2千円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許するものでございます。第2表繰越明許費によって行います。

今回、補正をお願いするのは、法施行後の制度の見直しをいろいろされました。それと保険料の徴収方法が特別徴収と口座振替との選択制になったことと、保険料の均等割における9割軽減が導入されたことによりまして、平成21年度からこの分が施行されることになりました。この制度を対象者に周知する費用と、電算システム改修費用の今回増額補正をお願いしたものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明書により説明します。説明書の53ページを開いていただいたらと思います。

歳入でございますけど、4款諸収入は特別対策補助金として15万7千円増額補正をするものでございます。

次、5款国庫支出金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として255万7千円の増額補正をいたします。

次に歳出でございますけど、説明書の55ページを開いていただいたらと思います。

1款総務費は、制度を周知する封筒、切手などの通信運搬費を計上しております。電算システム委託料の271万4千円の増額補正をして、計650万3千円とします。なお、電算システムの改修はたび重なる制度の改正や仕様の変更によりまして、開発の着手がおくれましたので、年度内に完了ができません。それで、7月の保険料の本算定に間に合うように

改修する必要がございますので、第2表繰越明許費のとおり、繰越明許をすることにして  
おります。以上、歳出歳入補正額は271万4千円の増額補正で、歳入歳出合計額を3億  
1,771万2千円とするものでございます。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決さ  
れました。

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第41号平成20年度小豆島町介護保険事業特別  
会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第41号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補  
正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案集の16ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9,957万1千円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,597万2千円とするものでございます。

歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の61ページを開いていただきたいと思います。

3款国庫支出金は事業所の開設などにより、介護給付費が増額になったことと、地域支  
援事業費のうち、生活機能評価の受審者が計画より少なく、介護予防事業の減によるもの  
と制度改正に伴う電算システムの改修に対する新設の介護保険事業費補助金などを含めて  
おります。補正額が2,656万円の増額補正をして、合計を3億5,234万3千円とするもので  
ございます。

4款支払基金交付金2,997万7千円の増額補正で、合計4億2,238万8千円とします。こ

れは、介護給付費の増額と介護予防費の減額によるものを合わせております。

5 款県支出金、国庫支出金と同様に計算しておりまして、1,344万 4 千円の増額補正をしまして、計 2 億 1,705万 3 千円とするものであります。

7 款繰入金、介護給付費の増額、地域支援事業の減額のほか、電算システム改修費の増額、介護保険事業費の減額など準備基金を取り崩さなくて精算できたことなどを合計しまして、545万 3 千円を増額補正をして、合計 2 億 1,086万 7 千円とするものでございます。

8 款繰越金は、9 月補正で計上しました386万円と、今回補正をする2,431万 6 千円との合計2,817万 6 千円を平成19年度の精算による繰越金とするものでございます。

9 款雑入は、配食サービスの利用者の減少に伴い、配食数が減になったことによりまして、賄い材料費の徴収金が17万 9 千円の減額になったことによる補正でございまして、合計25万 4 千円とします。

次に、歳出の補正でございますけど、補正予算説明書の65ページを開いてください。

1 款総務費は、制度改正に伴う電算システム改修の費用258万円と、広域で行っております認定審査会の216万 5 千円の増額、それと事業計画の策定委託料137万 4 千円の減額を合わせまして337万 1 千円の増額補正をし、合計3,715万円とするものであります。

2 款保険給付費は、これは認定者数の増加とデイサービス、訪問介護などの事業所の開設によりまして、利用者が増加したことによりまして、介護給付費を 1 億300万円の増額補正をして、計13億5,310万円とすることを見込んでおります。

3 款地域支援事業費は、特定高齢者施策事業において生活機能評価の受審者数が少なかったことと、閉じこもりなど通所介護予防の利用者が少なかったこと、それと配食サービスの利用者の減少などによりまして、680万円の減額補正をして、計3,064万円といたします。以上、歳入歳出補正の額は9,957万 1 千円の増額補正とし、歳入歳出合計額を14億 3,597万 2 千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

1 4 番（村上久美君） まず、歳入のほうの64ページですが、配食数が減になったというふうなことで、これはどれぐらいの件数が減になったのか、伺いたいと思います。

それと、66ページ、21年度との連結の中で、介護認定の見直しというふうな新たな認定方式というふうなことで、広域行政の負担金も出てきております。それに伴う診査報酬等々人件費も含めて出てきておりますが、これは全国共通のシステムというふうなことだと思えます。この新たな新方式で、全国で施行をした全日本民主医療機関連合会という

ころが、介護認定の方式に基づいて1次判定を施行したところ、10人の介護保険利用者のうち8人が現在の要介護度より軽度の低い判定が出たというふうに報告が出ております。それと、新しい認定方式で審査会に提出される統計的な参考資料が今回の方式で削除されたということで、1次判定の変更が難しくなるというそういう批判もだされているというふうになっております。小豆島町であれ、ほかの市町であれ、この新たな方式で介護認定を行っていくということであるわけです。例えば、肺がん末期で入退院を繰り返してる73歳の車いすの男性が現在要介護1、ところが新しい認定方式では要支援2に下げられたと。週に9回利用しているヘルパーも最高で週3回しか利用できなくなるということで、食事、排せつ、入浴、掃除の援助が不足して生活が破綻してしまうという、そういう認識、批判が実態としてこれによって出てきているというふうになっております。

今回の電算システムの改修とかあるいは広域負担の増とかということが、小豆島町においてもサービスを受けたいが必要なサービスが受けられなくなるという、そういう実態が生まれるというふうに思っております。この点について、町としてどうこのところを補佐するとか、どう対応していくのかという問題が出てくるとは思いますが、その点について伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 配食サービスのことでございますけど、配食サービスにつきましては当初私ほうでは3つの機関に委託しておりまして、その予定として1,632食を見ておりました。実績見込みとしましては862食に減となります。これは、実質的には要介護認定を受けた人が出てきたことと、それと転出者が出たために減となったものでございます。要介護認定を受けますと、一般会計のほうの配食サービスのほうへ移行しますので減となったものでございます。ですから、食数にしまして770食分が減となったということでございます。

それと、もう一点の介護認定のことでございますけど、委員会の席上もご説明させていただきましたけど、私ほうへは通知が遅く来まして、国からの介護認定の通知が遅く来まして8項目、従来の18年度から項目数はふやしておったんですけど、それをまた8項目減らしまして、今回21年度から実施していくというふうな認定になる予定でございます。その辺の改修を介護認定審査会の電算の改修をせないかんということでございますけど、もうこの辺も先ほど村上議員が言いましたように、要介護1から要支援2になるというその辺も私ほうでまた到底つかみ切れておりません。ですから、実際に運営をしていく中で、医師の意見書等を参考にしてやるんですけど、その医師の意見書が従来より軽くなったと

かそういうなことは考えられませんので、その辺は実際に認定審査会を開いてみないと、  
どういうふうな状況になるかちょっとつかみ切れないというところでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほど質問で言いましたが、結局審査会で新しい認定方式で審査会に提出される統計的な参考資料が削除されたという点において、今後町においても1次判定の変更というのが難しくなるということでも具体的に他のところでは出てきているというふうになってるんですが、これもやっぱり客観的に想定される問題ではないんでしょうか。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 現段階で私ほうでその辺の判断はできません。ただ、その認定審査会の席上でどういうふうな判断になるか、もうお任せしないと私ほうではできないということでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番村上議員に申し上げます。

本議会においては通告制をとっております。円滑な議事運営が困難になることも考えられますので、以後通告するよう注意します。発言は認めます。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 今回は、審議の中でいろいろ聞かないとわからないという点がありましたので、こういうことになりました。平成21年度4月から実施される介護保険の制度の改正、見直しによって介護認定の方式等の見直しがありました。その判定が軽度につながる傾向が出るということで、実際に施行しているところも具体的に出てきております。こういう状況の中ですから、客観的に共通する町の判定の軽度が出てくるというふうに考えられます。介護保険制度そのものは保険料を払って、そして受けられるサービスもきちんと受けられるという制度がそもそも当初のこの制度の導入の目的でした。しかし、何回かの改正によって、3年ごとの改正等によって今回も利用者にとっては改悪と、利用が非常にきつくなるというふうな状況になる今回の補正予算の計上だというふうに考えますので、反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

以後、通告するよう注意をいたします。発言は認めます。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） えらい申しわけございません。

ただいま反対の討論が出ておりますので、私もテレビで先ほど村上議員がおっしゃって  
おりました民主保険医療機構ですか、舛添厚労相大臣に申し入れしているのを、たしか見  
たような気がいたしております。今回の改正につきましては、いろいろ問題があるように  
それもおっしゃっておりました。しかしながら、この介護保険につきましては、もう10年  
前から制度として進んでおります。現行で運用もせられておρισして、今回の問題はあ  
るかもしれませんが、制度の中身そのものにつきましてはそれなりに改正しながら中身を精  
査しながら、また努力していると私は思っております、我が町もそれに沿ったものでご  
ざいまして、ぜひこの補正予算の計上につきましては適当と考えておりますので、賛成を  
いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第41号は原案どおり可決されまし  
た。

暫時休憩します。午後は1時に再開します。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第42号平成20年度小豆島町介護予防支援事業  
特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第42号平成20年度小豆島町介護予防支援事業特別会  
計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案集の19ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の  
総額をそれぞれ708万6千円と定めるものでございます。

それでは、歳入の補正でございますけど、補正予算説明書の75ページを開いていただいたらと思います。

1款サービス収入でございますけど、当初介護予防サービス計画費収入を月額150件の契約を見込んでおりましたけども、実際は月額140件の見込みでありまして、49万7千円の減額補正をして、682万3千円とするものであります。

3款繰入金は、町単独費の一般会計からの繰り入れを170万3千円の減額補正をし、26万円とします。

次に、歳出でございますけど、補正予算説明書の77ページをお願いいたします。

1款サービス事業費は220万円の減額補正をし、708万6千円とします。介護予防支援事業に携わる職員を当初1.5名としておりましたが、サービス計画費収入が減となりましたので、職員数を1.1名とし196万円の減額をするとともに、介護予防サービス計画を他の事業所に委託しておりました分を直営で実施することになりまして、委託料を24万円削減し、サービス計画収入が少なくなったのを補うようにしております。以上、歳入歳出補正額は220万円の減額補正とし、歳入歳出合計額を708万6千円とするものであります。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次に、日程第12、議案第43号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第43号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

最終日上册議案集の21ページをお願いします。

議案第43号平成20年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）でございますが、第2条は収益的収入の予定額の補正でございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益の既定予定額26億9,869万3千円に補正予定額44万8千円を加え26億9,914万1千円に、第2項医業外収益の既定予定額2億3,327万5千円に補正予定額109万8千円を加え2億3,437万3千円に補正しようとするものであります。

続いて、第3条でございますが、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額1億2,667万3千円を、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額1億2,463万1千円に、損益勘定留保資金1億2,667万3千円を損益勘定留保資金1億2,463万1千円に改め、資本的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億5,699万9千円に補正予定額11万7千円を加え1億5,711万6千円に、第4項補助金の既決予定額0千円に補正予定額216万円を加え216万円に補正しようとするものでございます。

続いて、支出でございますが、第1款資本的支出、第2項企業債償還金の既決予定額の2億6,506万2千円に補正予定額23万5千円を加えまして、2億6,529万7千円に補正しようとするものであります。

内容につきましては、補正予算説明書の最後のページ、80ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益的収入、1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他医業収益の補正予定額44万8千円につきましては、国保調整交付金の保健事業の額の確定に伴う補正でございます。

2項医業外収益、2目補助金の補正予定額121万5千円の内訳は、僻地医療拠点病院運営費補助金の額の確定によるものが62万5千円、新規の補助金であります新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金が59万円でございます。この補助金につきましては、新型インフルエンザ用の防護服330セットの購入経費に対する補助金でありまして、補助率は10分の10でございます。

3目他会計負担金交付金の補正予定額マイナスの11万7千円と、下の資本的収入の1款資本的収入1項負担金、1目他会計負担金の11万7千円につきましては、交付税措置額の決定に伴うものでございます。

4項補助金、1目県補助金の補正予定額216万円につきましては、備考欄にありますよ

うに、新型インフルエンザ対策として設けられた補助金でございまして、人工呼吸器1台の購入経費に対する補助金でございまして、補助率は10分の10となっております。

支出の第1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金の補正予定額23万5千円につきましては、元金の据置期間のない民間金融機関からの借入額が増加したことによるものでございまして、これに伴いまして先ほど説明しました交付税措置額が変更になったものでございます。以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 発議第1号 小豆島町議会の議員の定数を定める条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、発議第1号小豆島町議会の議員の定数を定める条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第1号小豆島町議会の議員の定数を定める条例について。上記の案件を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成21年3月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

小豆島町議会の議員の定数を定める条例。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、小豆島町議会の議員の定数は16人とする。

附則。施行期日。

1、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙が

ら適用する。（小豆島町議会の議員の選挙において、選挙区の設置及び各選挙区の議員の定数を定める条例の廃止）。

2、小豆島町議会の議員の選挙において、選挙区の設置及び各選挙区の議員の定数を定める条例（平成18年小豆島町条例第5号）は廃止する。

経過措置。

3、前項の規定による廃止前の小豆島町議会の議員の選挙において、選挙区の設置及び各選挙区の議員の定数を定める条例に基づく議員の定数については、附則第1項の一般選挙までの間はなお従前の例による。

根拠法令。抜粋については、各自確認のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今、定数の条例の提案はされたんですけど、提案理由というのが説明がなかったと思うんですけども、提案の理由を説明していただきたいんですが。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） この議員の定数を定める特別委員会におきまして、いろいろ協議をいたしまして、昨年12月議会にも議長に対して報告をいたしました。そして、今議会の第1日目に議員懇談会において、それぞれの意見も聞き、このときに今議会に提案理由もあったと思っております。それぞれの各人の意見を吸い上げて、今回提出したものと確認しておりますので、以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 提案理由については、やはりきちんとこれに記載し、文書化する必要があると、その点についてはやっぱり漏れじゃないかと思うんです。全員協議会については、正規の会議ではありませんので、その理由には当たらないというふうに思います。これは、文書をきちっと追加で入れるというふうなことでお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（中村勝利君） 議会事務局長。

議会事務局長（真渡 健君） 以前にもこの分につきましては、理由がついてない場合もあります。前回土庄のほうもついてないようなケースもありましたし、池田町は知りませんが、内海についてもついてないケースもあったと思います。それで、今提案理由というのは、もう今委員長のほうから報告がありましたように、特別委員会、それから議長報告、それから先日は懇談会で皆さん協議したというところから出されたものと思ってお

ります。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、発議第1号小豆島町議会の議員の定数を定める条例に反対の立場から討論を行います。

反対の理由の第1は、議会はより多くの町民の意見を反映すべきだと考えるからです。今ますます町民の暮らしが大変な中で、多様な住民の意見や要求があるとき、少数意見が届きにくくなり、町民に最も身近な議会とのパイプを細くし、自治体を一層遠い存在にすることになります。

第2は、議会には行政をチェックする大きな役割が求められていますが、その役割の機能低下につながります。

第3は、地方分権が進み、自治体の権限と仕事はふえる傾向にあり、当然それをチェックする議会の役割も大きくなる時に逆行することになります。自治連合会の意識調査結果でも、議員定数削減については否定的な意見も根強いものがあると報告されておりました。今求められているのは、憲法と地方自治法に保障された民主主義制度を揺るがす議員定数の削減ではなく、むしろ逆により多様化した住民のニーズに対応できるだけの議員の数であり、また議会議員の質的向上によって住民の信頼を得ることだと考えます。以上のことから反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は、この定数を定める条例につきまして、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

ただいまの鍋谷議員のほうからの4つほど一応反対の中身がありましたが、私は今までの特別委員会での議論の中でもいろいろ皆さん方から議論の中で出ておりましたが、1番目には私はこれは合併協からの流れがございまして、当然4年先には減員するということは一つ担保をとっていたというふうに理解をしておりますし、そう認識をしております。

それから、そういう財政のまことに厳しい中で、町民の理解を得るためには、やはり私は2名減というのは最低限の一つの取り組みでないかと。また、一番町民がわかりやすい方法でないかというふうに理解もしております。

また、この減員につきましては、全国的にも大体同規模の町を見ても、大体15名ということが私のいろいろ調査した中でも認識をしておりました。そういうところから、ぜひこの16名は私は適正でないかと。まだまだ思うようでありますと、お隣の土庄は14名で同じ規模でございます。そういうことも踏まえ、特に町民の理解を得るために今回の16名はやむを得なく、削減についての私は賛成をいたしたいと思っております。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

お諮りします。

小豆島町議会の議員の定数を定める条例が可決されましたことで、議員定数特別委員会の任務が終了しましたので、特別委員会を廃止したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議員定数特別委員会は廃止されました。

~~~~~

#### 日程第14 発議第2号 地域安全に関する意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、発議第2号地域安全に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。7番安井議員。

7番（安井信之君） 発議第2号地域安全に関する意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成21年3月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員安井信之。同井上喜代文、同植松勝太郎。

地域安全に関する意見書。

インターネットの普及は人々の生活に多くの恩恵をもたらしている。しかし、その活用については常に人権への配慮を心がけながら、情報通信技術の発展を考えていく必要があ

る。ここ数年の間に、地図情報にあわせてその地点の実写画像を提供する企業が複数登場している。例えば、昨年8月に運用を開始したグーグル社のストリートビューは地上2.5メートルの高さから周囲360度と上下の景観を見渡せる無料サービスである。

画像撮影に際し、被写体となる地域や個人への事前告知も撮影告知も公開許可願いもなく、インターネット上に公開された。画像には民家やその家庭の私物、車、敷地内の様子、通行人や自宅内にいる人の姿等が写り込み、自動でぼかすとされていた人の顔が判別できるものや車のナンバー、表札の文字が読み取れるものも少なくない。空き巣や振り込め詐欺等の犯罪に悪用される危険性、児童・生徒の通学路や教育施設等に防犯上の不安を生むとする声もある。問題のある画像については、利用者から申し出があれば削除に応じているが、その間に保存されたり、ほかへ流出した場合、防止に歯どめはかからない。また、インターネットを利用しない人に対し、自宅等が世界に公開されている現実が十分に認知されていないという現状もある。

見知らぬ土地への訪問や待ち合わせ等に有用との意見の一方で、生活空間である地域、民家の画像を無料でだれでも閲覧可能とすることに対するプライバシー上、防犯上の問題があるという声もある。便利なものは悪用するものにとっても便利である。

海外では、欧州連合がグーグル社のストリートビューに懸念を表明するなどし、非公開の国が多く、一部の国では観光地や大通りのみの公開に制限するなど、居住地域への影響のない配慮がなされている。また、アメリカではプライバシー侵害の裁判も行われているのが現状である。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう、強く要望する。

記。1、当該サービスにつき、国に寄せられた意見の実態調査を初め、現状把握に努めること。

2、インターネットを利用しない国民に必要な広報活動を行うこと。

3、住居専用地域の公開の適否について、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと。

4、個人や自宅等を無許可で撮影し、無断で公開する行為を禁止するなど必要に応じて法整備を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月25日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 発議第3号 公的資金補償金免除繰上償還制度の継続を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、発議第3号公的資金補償金免除繰上償還制度の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第3号公的資金補償金免除繰上償還制度の継続を求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成21年3月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

公的資金補償金免除繰上償還制度の継続を求める意見書。

地方財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、平成21年度の地方財政対策では、対前年度比では地方交付税の増額が配慮されているものの、公債費が高い水準で推移することや、社会保障費の自然増等により、多くの地方公共団体において依然大きな財源不足を抱えており、財政運営に支障を来している。

とりわけ、地方公共団体にとって、重要な歳入項目の一つである地方債においては、長期低利の良質な資金を安定的に確保し、公債費負担の軽減を図る中で財政の健全化に取り組んでいくことは必要不可欠な課題と考え、本町においても町債発行規模を抑制し、公債費負担の軽減を図り、持続可能な財政運営に努めているところである。

このような中、平成21年度まで時限措置として公的資金補償金免除繰上償還制度が一定要件のもとで実施されているが、さらなる義務的経費の抑制を図る観点から、5%未満の地方債についても繰上償還の対象とするなど、平成22年度以降についても本制度が継続さ

れるべきと考えている。

また、過疎地等条件不利地域における地方債資金の安定的な確保手段として、財政融資資金を初めとする公的資金の持つ役割は依然として大きいものがある。よって、下記事項について、特段の配慮を要望する。

記。

1、公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成22年度以降も継続させ、その対象範囲や要件について緩和すること。

2、財政融資資金を初めとする公的資金の総量確保については、財政投融资計画、地方債計画に通じて、具体的対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月25日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、衆議院議長、参議院議長。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第4号 島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第16、発議第4号島嶼部の航路支援を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 発議第4号島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について。上記の案件を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。平成21年3月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

島嶼部の航路支援を求める意見書。

全国の島嶼部、とりわけ離島は離島振興法制定以降、各種施策が実施されているものの、島嶼部を取り巻く経済的及び社会的状況は大変厳しいものがある。

島嶼部航路は、地域の重要な社会資源であるが、逼迫する今日の地方財政状況ではいかんともしがたく、地域格差はさらに拡大している。

言うまでもなく、島嶼部航路は島の住民にとって欠くことのできない交通手段であり、住民生活を支える基盤であるとともに、島の産業や観光振興に大きな役割を果たしており、まさに生命線そのものである。

一方、島内の主要道路である国道436号は、兵庫県姫路市から海路を経て小豆島福田港へ入り、国道沿線の草壁港、池田港及び土庄港から再び海路を経て香川県高松市に至っているが、本市及び四国への車両の移動は国道を利用するとは言いながら、唯一フェリーを利用するしかなく、いわば有料道路を利用するのと同様である。また、離島振興法に基づく国の補助対象とならない航路といっても、国土交通大臣により指定区間とされている生活航路であり、最近のたび重なる運賃の値上げは住民の負担となって重くのしかかっている。

このような状況の中で、今回国は生活対策として、本州四国連絡高速道路や高速道路の料金的大幅引き下げを計画しているが、海上交通に対する国の具体的な支援策が示されていないことから、航路の運航支援による運賃の軽減と、柔軟かつ積極的な支援策を切に望むところである。

島嶼部航路事業は、航路事業者の懸命な経営努力にもかかわらず、燃油の高騰や過疎化に伴う利用者の減少などによって、航路存亡の危機に直面している。

よって、国におかれては、下記事項の実現について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1、島嶼部航路の生活航路としての公共性にかんがみ、島嶼部住民の日常生活に必要不可欠なすべての島嶼部航路が国庫補助対象となるよう基準を見直すこと。

2、本州四国連絡高速道路や高速道路の料金大幅な引き下げ等の支援制度と同じく、島嶼部航路にも国の支援制度を創設すること。

3、兵庫県姫路市から海路を経て小豆島福田港へ入り、国道沿線の草壁港、池田港及び土庄港から再び海路を経て、香川県高松市に至っている国道436号における海上部分を国道と同等扱いにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月25日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通

大臣、経済財政政策大臣、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 一言申し上げたいと思います。

オリーブ100周年、この1年間ありましたけど、ことしの6月15日で阪神航路が100年になります。今この問題は、例えば高速道路千円問題など、とても熱くなっていると思います。私も反省なんですけど、人の移動だけでなく、醤油とかつくだ煮とかそうめんとかオリーブとか物流を考えても船というのは大変大切に急ぐ問題だと考えます。こうした意見書を出したり、国土交通省を訪ねていったり、これはとてもいいことだと思います。しかし、法律問題なんか考えますと、取り組むことがとても多いと思いますので、質問ですけど、瀬戸内海だけで150の有人の島があると聞きます。こうした島に横に広げないかんのじゃないかと。大変難しい問題ですから、そういうことで交通問題特別委員会、もう一つは特別委員会もありますんで、その関係もあって物すごく頑張らなったらできんことだと思いますので、質問したいと思います。

議長（中村勝利君） 森議員に申し上げますけども、これは島嶼部の航路支援を求める意見書の提出についてで議決がありますので、ただいまの発言はちょっと議題外にわたっておられると思いますので、注意をいたします。4番森議員。

4番（森 崇君） ちょっとわからんのですけど、この意見書は私は賛成です。しかし、本当の意味で広げなだらいかんので、委員長の答弁もらって頑張ってみんなでやらないかん問題やと思うてますので、取り下げるのはどうかと思うんですけど、私ちょっと思うんです。ですから……。

議長（中村勝利君） 今のこの議題は、あくまでも意見書の提出についてでありますので、今の質問はまたほかのところをお願いしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

山中彰議員から議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。

山中彰議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、山中彰議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 山中彰議員の議員辞職の件

議長（中村勝利君） 追加日程第1、山中彰議員の議員辞職の件を議題とします。職員に議員職願いを朗読させます。

議会事務局長（真渡 健君） 平成21年3月7日。小豆島町議会議長中村勝利殿。小豆島町議会議員山中彰。

辞職願。

このたび、体調不良により、小豆島町議会議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議長（中村勝利君） お諮りします。

山中彰議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。したがって、山中彰議員の議員の辞職を許可することに決定しました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第17及び日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第17及び日程第18を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成21年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後1時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員